

2012 年 11 月 14 日

マネジメントシステム認証機関 各位

公益財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

ISO/IEC TS 17021-2:2012 発行に伴うマネジメントシステム認定移行審査要領

1. 適用範囲

本文書は、公益財団法人日本適合性認定協会(以下、「本協会」という)からマネジメントシステム認証に関する認定を受け、認定範囲に環境マネジメントシステムを含む認証機関(以下、「認証機関」という)に対して、ISO/IEC 17021:2011 に基づく認定から、ISO/IEC 17021:2011 及び ISO/IEC TS 17021-2:2012(以下、「新基準」という)に基づく認定に移行するために行う審査(以下、「移行審査」という)に適用する。

2. 関係文書

2.1 引用文書

次に掲げる基準は、別途定める場合を除き、変更することなく適用する。

JAB MS200 マネジメントシステム認証機関の認定の手順

2.2 移行審査の基準

次に掲げる基準を、認証機関の移行審査及び関連する認定活動に適用する。

JAB MS100-2:2012 第 1 版 マネジメントシステム認証機関に対する認定の補足基準
環境マネジメントシステム

注：ISO/IEC TS17021-2 を変更することなく採用

2.3 参考文書

Resolution adopted at the IAF 26th General Assembly 24 and 26 October 2012

IAF Resolution 2012-12 (Agenda Item 7) Endorsing a normative document

3. 移行の手順

認証機関は、次の要領で、移行審査を受けなければならない。

3.1 移行期限

移行期限は、2014 年 8 月 14 日とする。

既存の ISO/IEC 17021:2011 に基づく認定からの継続性を確保するためには、

2014年8月14日までに、ISO/IEC 17021:2011 及び新基準に基づく認定の決定が行われていなければならない。

2014年8月15日以降は、ISO/IEC 17021:2011 のみに基づく環境マネジメントシステムに係る認定は無効となる。

3.2 移行審査の時期

3.2.1 移行審査の開始

新基準を用いた認定審査の開始を2013年3月1日とする。

移行審査は通常計画されるサーベイランス/更新審査のプロセスに沿って行う。ただし、認証機関が希望する場合、又は、これらの定期審査実施時期の関係で、移行期限に間に合わない場合は、単独(臨時審査)で移行審査を行うこともできる。

3.2.2 移行審査を希望する時期

認証機関は移行審査(事務所審査)を希望する時期を、2012年12月25日(火)までに本協会に通知する。

3.3 移行の計画

3.3.1 移行関連文書の提出

認証機関は新基準の要求事項を分析し、認証機関のマネジメントシステムとの差異を特定する。

その結果に基づき、認証機関は新基準への移行に伴い必要な変更点と、その実施事項の完了時期を示した移行計画(書式は任意)及び新基準に対応したシステム文書・新基準との対照表を作成し、移行審査(事務所審査)の2か月前までに本協会に提出する。

なお、期限を過ぎて計画及び書類の提出/提出済み書類についての追加・変更が行われた場合、予定された移行審査(事務所審査)の日程を変更することがある。

提出先は次のとおり

公益財団法人 日本適合性認定協会 認定センター 認定業務グループ

E-mail:nintei@jab.or.jp

認証機関の計画する実施事項の完了時期は、新基準への移行期限である2014年8月14日を超えないこと。例外的にこれを超えて計画をする場合は、その正当な理由を移行計画に含め、本協会の合意を得なければならない。

ISO/IEC 17021:2011 で環境マネジメントシステムに係る認定申請(初回及び拡大)又は認定審査中の認証機関は、本協会との合意により、審査の適切な段階で適用基準に新基準を追加することができる。

3.3.2 移行計画の確認と結果の通知

本協会は移行計画の内容を確認し、確認結果(合意するか否か)を通知する。合意できない場合は、その理由を付して認証機関に通知する。

3.3.3 移行計画の変更

認証機関は移行計画に従って移行プロセスを進行させる。何らかの理由で、本協会と合意した移行計画を変更する場合は、速やかに本協会に通知する。本協会は変更内容を確認し、合意するか否かを通知する。

3.4 移行審査

本協会は移行審査を実施し、移行計画に基づく実施状況を確認する。

移行審査は次のプロセスで行う。

- ・書類審査での機関のマネジメントシステムの新基準への適合状況の確認(3.4.1 参照)
- ・事務所審査での運用状況の確認(3.4.2 参照)
- ・必要に応じて設定する組織審査立会(3.4.3 参照)

3.4.1 書類審査

書類審査は、JAB MS200 の 7.1 に準じて行う。

3.4.2 事務所審査

事務所審査は、JAB MS200 の 7.3 による。

3.4.3 組織審査立会

移行審査の目的で組織審査立会を計画することは原則として行わない。ただし、書類審査及び事務所審査の結果並びに認証機関の計画する変更の度合いによっては、組織審査立会を計画することがある。

3.4.4 移行審査報告

移行審査報告は、JAB MS200 の 8 による。

3.4.5 不適合

認定基準に新基準を含む認定が授与されるに先立ち、すべての不適合は解決されていない

なければならない。ただし、認証機関が移行計画の中であらかじめ特定し、完了時期が移行の期限を越えることを本協会が合意した事項に関しては、不適合として取り扱わず、懸案事項として報告書中に記述し、この事項が完了するまで、原則としてサーベイランス/更新審査で実施状況の確認を行う。

事務所審査で、新基準に対して不適合が特定された場合、JAB MS200 の 8 に定める手順に準じて取り扱う。ただし、不適合の内容や状況に応じて審査チームが合意する場合は、JAB MS200 8.5 b)は適用しないこともある。その場合、追跡調査の回数を 3 回に限定して審査を打ち切ることはせず、2014 年 8 月 14 日の移行期限までの解決を条件に審査を継続する。

3.4.6 認定証に関する決定及び認定の授与

認定の移行に関する決定は、認定委員会が移行審査の結果に基づいて行う。本協会は、認定委員会の決定を認証機関に通知し、認定証の改訂を行う。

3.4.7 標準審査工数

移行審査にかかる工数は、標準的に次のとおり。

移行審査の時期	書類審査	事務所審査
サーベイランス	1.0 人日	1.0 人日を追加
更新審査	(追加なし)	(追加なし)
臨時審査	1.0 人日	1.5 人日

・認証機関の実施するマネジメントシステムの変更の度合い、書類審査の結果によっては、事務所審査の工数を増加させることがある。

4. 環境マネジメントシステム認定を申請する認証機関

2013 年 3 月 1 日以降の環境マネジメントシステムに係る認定申請（初回及びプログラム拡大）の受付は、ISO/IEC 17021:2011 及び新基準に基づくものとする。

以上